

鳥取県東部広域行政管理組合事務局災害対策本部設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鳥取県東部広域行政管理組合事務局災害対策本部（以下「本部」という。）の設置及び運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(本部の設置)

第2条 本部は、鳥取県東部地域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、特にその対策又は推進を図る必要があると認めるときに設置する。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長、統括部長及びその他の職員をもって組織する。

- 2 本部長は、管理者をもって充てる。
- 3 副本部長は、すべての副管理者をもって充てる。
- 4 統括部長は、事務局長をもって充てる。

(本部会議)

第4条 本部には本部会議を置く。

- 2 本部会議は、本部長、副本部長及び統括部長をもって構成し、本部長がこれを招集する。
- 3 本部会議は、災害対策の基本的な事項について協議し、決定する。

(班)

第5条 防災活動を行うため、本部に次の班を置く。

- (1) 総務統括班
- (2) 環境衛生班

- 2 前項の班に班長を置く。班長は、統括部長が指名する。
- 3 班に副班長を置くことができる。
- 4 班の構成及び事務分掌は、別表のとおりとする。

(特別の班の設置)

第6条 本部長は、必要に応じ、第5条に規定する班以外の班を設けることができる。

(防災活動)

第7条 防災活動は、本部長の総括の下に、班長及び副班長（以下「班長等」という。）が所属職員を指揮監督してこれを行う。

2 本部長は、第5条第4項に規定する事務分掌による防災活動のほか、必要があるときは、非常の措置を命ずることができる。

(本部詰職員)

第8条 本部詰職員は、班長等が所属職員の中から指名する者をもって充てる。

2 本部詰職員は、班長等の指揮の下に次の事項を行う。

(1) 災害情報の収集及び伝達に関すること。

(2) 班長等に対する本部長命令その他連絡事項の伝達に関すること。

(3) 本部長に対する班の所掌事務に係る被害状況、応急対策実施状況等の報告に関すること。

(応援職員)

第9条 班長等は、応援を求める必要があるときは、直ちにその旨を総務統括班に報告しなければならない。

2 総務統括班は、前項の報告を受けたときは、必要に応じて応援職員を派遣する。

(配備体制)

第10条 班長等は、本部長の命令に基づき、次の各号に掲げる配備体制を当該各号に定めるところにより、とらなければならない。ただし、本部長の命令がない場合であっても、その状況に応じてその配備体制をとることができる。

(1) 第1配備体制 災害のおそれがあるが、その時期、規模等の予測が困難な段階、小規模の災害が予想される段階若しくは小規模の災害が発生した場合又は鳥取県東部地域で震度4を観測した場合において、職員のおおむね課長補佐以上の人員を配置して、防災活動に当たること。

(2) 第2配備体系 中規模の災害が予想される段階若しくは中規模の災害が発生し

た場合又は鳥取県東部地域で震度 5 弱、震度 5 強を観測した場合において、所属職員のおおむね主任以上の人員を配置して、防災活動に当たること。

(3) 第 3 配備体系 大規模な災害が予想される段階若しくは大規模な災害が発生した場合又は鳥取県東部地域で震度 6 弱以上を観測した場合において、所属職員全員を配置して、防災活動に当たること。

2 班長等は前項ただし書の規定による配備体系をとったときは、直ちにその旨を本部長に報告しなければならない。

3 班長等は、第 1 項の規定に基づき、職員を配置したときは、直ちにその人数を総務班長に報告しなければならない。

(解散)

第 10 条 本部長は、予想された災害の危険が解消したと認められるとき、又は災害に関し応急措置がおおむね終了し、平常の事務分掌により処理できる段階に達したときは、本部の活動を終了し、本部を解散するものとする。

(庶務)

第 11 条 本部の庶務は、総務福祉課で行う。

(雑則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、本部の活動に必要な事項は、その都度本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 3 月 14 日から施行する。

附 則

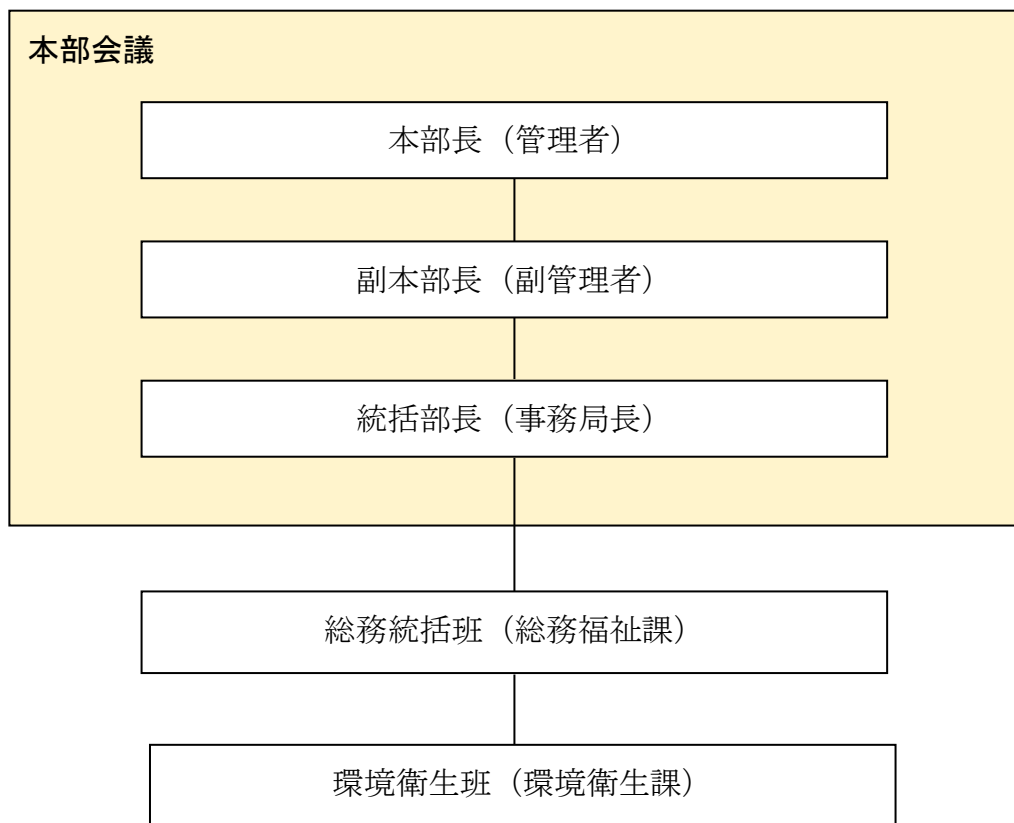
この要綱は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別図（第3条関係）

鳥取県東部広域行政管理組合事務局災害対策本部組織図



別表（第5条関係）

| 班名 | 所掌事務 |
|-------|---|
| 総務統括班 | <ol style="list-style-type: none"> 1 本部会議に関すること。 2 災害対策活動の総括及び調整に関すること。 3 指揮指令の伝達に関すること。 4 県、警察、防災関係機関、消防局に関すること。 5 事務局における被害状況の取りまとめ及び本部会議への報告に関すること。 6 職員の安否確認及び被災職員の援助に関すること。 7 各班間の連絡調整に関すること。 8 災害の記録に関すること。 9 職員の動員及び配備人員の把握及び調整に関すること。 10 災害備蓄品の調整に関すること。 11 組合財産の被害調査及び応急対策に関すること。 12 事務局のライフライン確保に関すること。 13 来庁者及び職員の安全確保、庁内負傷者の応急救護に関すること。 14 災害関係予算その他財政措置に関すること。 15 通信機器、電子計算機器等の確保に関すること。 16 車両（駐車場）の確保及び配車に関すること。 17 燃料等の調整及び保管管理に関すること。 18 災害装備具品及び非常食料の確保、配分に関すること。 19 被害状況の広報に関すること。 20 議会対応に関すること。 21 鳥取県西部広域行政管理組合及び鳥取中部ふるさと広域連合との連絡調整に関すること。 22 介護保険システムの被害状況調査及び復旧に関すること。 23 介護認定審査会及び障害者総合支援審査会委員の状況確認に関すること。 24 鳥取県東部歯科医師会との連絡調整に関すること。 |
| 環境衛生班 | <ol style="list-style-type: none"> 1 環境クリーンセンター職員の安否確認及び連絡調整に関すること。 2 各施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3 各施設の被害状況の取りまとめ及び総務統括班への報告に関すること。 4 関係団体（委託先含む）の状況確認に関すること。 5 鳥取県西部広域行政管理組合及び鳥取中部ふるさと広域連合施設の状況確認に関すること。 |